

指定病院等における 不在者投票の手引

令和 8 年 5 月

請求手続きにあたっては、この手引きに綴り込まれている、「請求書兼支払金口座振替依頼書」(別紙 1)をコピーしてご使用ください。

狛江市選挙管理委員会事務局

は し が き

公職選挙法は、投票所における選挙当日の投票を原則としていますが、その例外として、病院、老人ホーム、障害者支援施設等に入所中の選挙人が、不在者投票管理者(病院長、施設長等)の管理下で投票する不在者投票制度等を設けています。

この手引は不在者投票管理者が行う事務処理について解説したものです。

不在者投票の手続きは、公正・公平を旨としており、手続を誤ると投票が無効となるおそれがあります。この手引を十分ご活用いただき、その管理に遺漏のないようご配慮をお願いいたします。

本文は便宜上「病院長」を例にとって記述してあります。他の不在者投票管理者の処理の方法もおおむね同一ですので、病院長の例に準じて処理されるようお願いいたします。

狛江市選挙管理委員会事務局

目次

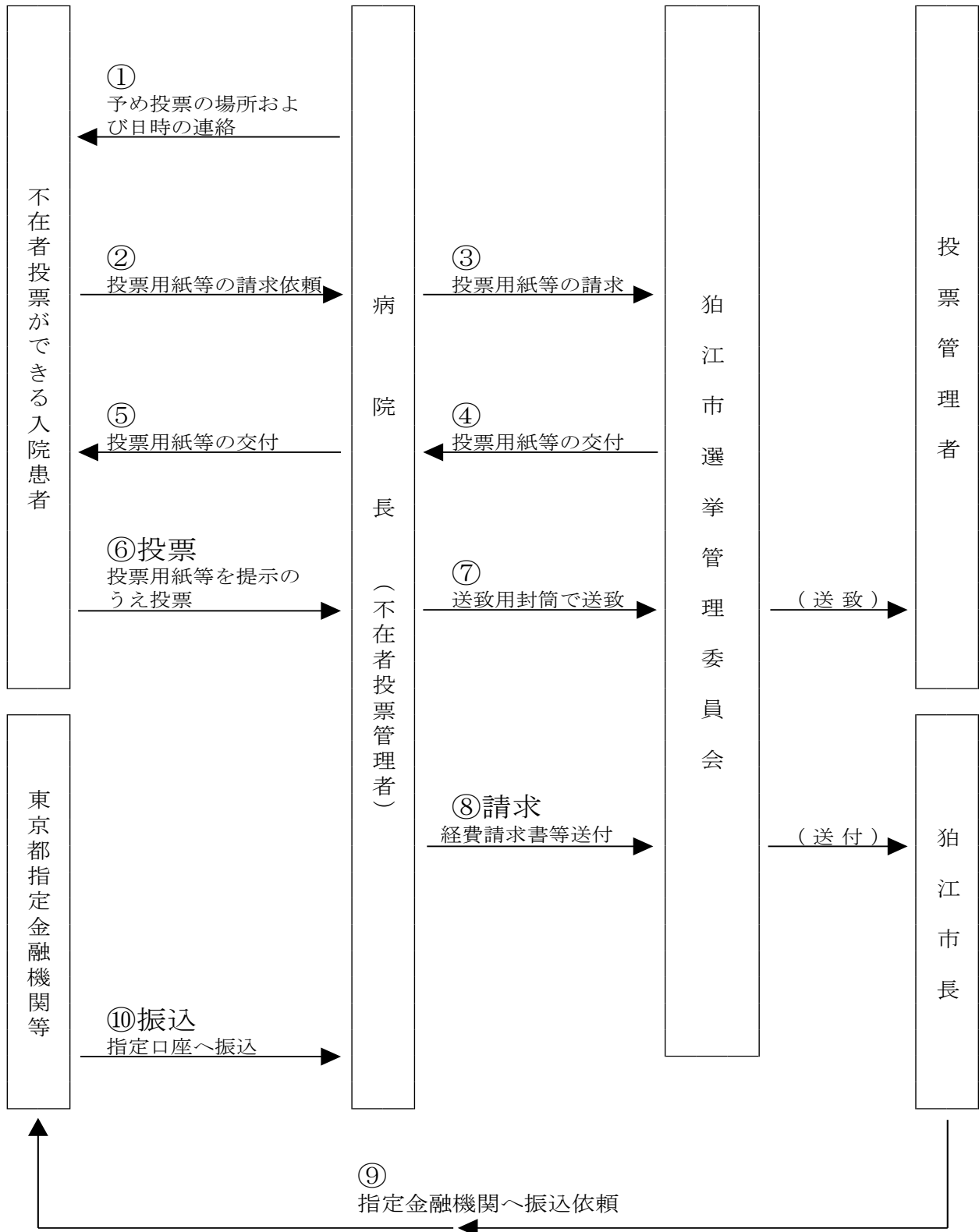
第1 不在者投票制度について	1
1 不在者投票制度とは	1
2 不在者投票管理者とは	1
3 指定病院で不在者投票のできる選挙人は	2
4 不在者投票が認められている選挙の種類は	3
5 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動は	3
6 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止は	3
7 罰 則	4
8 所要経費の請求は	4
9 不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力は	5
第2 不在者投票の管理事務について	5
1 投票用紙等の請求をするには	5
2 投票用紙等を受理した時の処理は	7
3 投票の方法は	8
4 不在者投票の送致の方法は	12
5 記 録	13
6 指定病院以外の施設で行う不在者投票の方法	13
7 そ の 他	13
第3 経費(不在者投票郵送料・外部立会人報酬)の請求方法について	14
東京都公金収納取扱金融機関法人名一覧(令和7年12月12日現在)	18
諸様式	20

特にご注意いただきたい事項

- ① 不在者投票の趣旨及び手続については、不在者投票事務を処理すべき担当事務職員は当然のことですが、入院患者等と日常接する看護職員にも、周知徹底してください。
- ② 指定病院等の長が代理して行う不在者投票用紙等の請求は、入院又は、入所中の選挙人からの依頼があったものに限られます。
- ③ 不在者投票用紙等の請求をした選挙人が退院又は退所した場合は、ただちに不在者投票用紙等を、狛江市選挙管理委員会へ返送してください。
なお、選挙人の意思を確認することなく、不要になった投票用紙を白票として投じることは違反になります。
- ④ 投票の際、投票用紙は最初に内封筒に入れて封をしてから、次に外封筒に入れて封をするように案内してください。(投票用紙は折らずにそのまま内封筒に入ります。)
- ⑤ 不在者投票管理者は、業務上の地位を利用して、選挙運動をすることは禁じられています。例えば、病院長が、一般に不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力を利用して、選挙運動をすることは違反になります。

不在者投票図解

- この図は、不在者投票と経費請求のあらましを簡略に図式化したものです。予定月日等を記入するなど、不在者投票管理事務の一助としてお使いください。
- 数字は事務の順序を示しています。
- 下記⑥の投票にあたっては、その管理手続きに十分ご配慮ください。



第1 不在者投票制度について

1 不在者投票制度とは

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由によって、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票することができない選挙人が、投票日の前(公示・告示日の翌日から投票日前日までの間)でも投票することができる例外的な制度です。

2 不在者投票管理者とは

すべての不在者投票は、選挙の公正を確保するため、不在者投票管理者のもとで行います。

この不在者投票管理者には、区市町村選挙管理委員会の委員長のほか、都道府県選挙管理委員会が指定する病院(以下「指定病院」といいます。)、老人ホーム、身体障害者支援施設、もしくは保護施設等の長があたることになっています。(以下「病院長」の例により説明します。)

ただし、病院長が候補者となったり、外国人であったり、あるいは事故があったり、欠けていたりした場合は、病院長の職務を代理すべき者が、不在者投票管理者になります。

不在者投票管理者が行う事務は、必ずしも本人がすべて直接行わなければならないものではなく、適宜その補助者をして不在者投票管理者の管理のもとで、その事務を行わせることも可能です。

例えば、病院長が急用等で一時的に不在になった場合でも、職員が不在者投票管理者の管理のもとに、補助者として行うものであれば、事務を進行しても差し支えありません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 病院長は、不在者投票管理の事務を、他人に委任することはできません。2 病院長が欠けた場合には(病院長が立候補したときも同様)、病院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師が、不在者投票管理者になります。
なお、指定病院以外の指定施設において、当該施設の長が欠けた場合には、その職務を代理すべき者が、不在者投票管理者となります。 |
|--|

3 指定病院で不在者投票のできる選挙人は

(1) 指定病院に入院している選挙人(以下「入院患者」といいます。)で、次の①～③の条件に該当していて、投票日当日に本来の投票所へ行って投票することができない場合は、不在者投票ができます。

- ① 当該選挙の選挙権を有していること(一定の刑罰を受けている者等は、選挙権がありません。)
- ② 選挙人名簿に登録されていること。
- ③ 歩行が困難な者(手術等により、投票日当日において歩行困難となることが見込まれる入院患者を含む。)

なお、歩行が可能な入院患者であっても、選挙人名簿に登録されている投票区の区域外の病院に入院中であれば、不在者投票ができます。(法48条の2第1項第2号)

(2) 不在者投票は、投票日当日における選挙人の状態を想定して行うものです。

投票用紙等の交付を受けた後、まだ投票を行わない間に、病気が治癒して退院した場合、選挙人は、投票日当日、投票所に行って通常の方法による投票をすることになります。

その場合は、狛江市選挙管理委員会に投票用紙等を必ず返納してください。返納されていない場合、選挙人は期日前投票又は当日投票を行うことができません。

- 1 投票所への歩行が可能かどうかは、医師の診断によります。
- 2 歩行可能な入院患者が、選挙人名簿に登録されている同一投票区内の指定病院に入院している場合は、不在者投票を行うことができません。
- 3 入院患者の付添人等は、その指定病院で不在者投票をすることはできません。

4 不在者投票が認められている選挙の種類は

不在者投票が認められている選挙(各種投票を含む。)は次のとおりです。

- ① 衆議院議員選挙、参議院議員選挙
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査
- ④ 一の地方公共団体にのみ適用される特別法制定の投票(日本国憲法第 95 条、地方自治法第 261 条)
- ⑤ 地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票(地方自治法第 76 条第3項)
- ⑥ 地方公共団体の議員、長の解職請求に伴う投票(地方自治法第 80 条第3項、同法第 81 条第2項)
- ⑦ 合併特例法による法定合併協議会設置の賛否投票

5 不在者投票管理者がしてはならない選挙運動は

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

業務上の地位利用とは、「日常の職務上有する影響力を利用して」という意味と解されています。

その他、不在者投票の内容に関する発言は、選挙人の投票の秘密を犯すことになりま

すのでご注意ください。

6 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止は

- (1) 何人も、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、候補者のポスターを掲示することができません。

投票を記載する場所とは、投票記載場所を設けた場所と一体をなす施設の全部を指すのであり、入院患者が起居できないため、ベッド等において投票させる場合は、そのベッドのある部屋にもポスターを掲示することができません。

- (2) 6(1)に違反して掲示されたポスターは、病院の管理者が撤去できます。また、投票記載場所とは関係のない場所でも、施設内に無断で掲示されたポスターについては撤去できます。

いずれにしても、入院患者が投票する施設においては、投票記載場所以外であっても、特定候補者のポスター等を掲示することは適当ではないので、そのようなことがないように十分な配慮をしてください。

7 罰 則

不在者投票について、次のような不正行為が行われたときは処罰されます。

(1) 選挙人の不正行為

- ① 不在者投票管理者、立会人に暴行もしくは脅迫を加え、投票を行う場所を騒擾し、又は選挙関係書類等を抑留、毀壞もしくは奪取したとき。(法 229)
- ② 投票を行う場所に凶器を携帯して入ったとき。(法 232)
- ③ 選挙人でない者が投票したり、氏名を詐称しその他詐偽の方法をもって投票をし、又はしようとしたとき及び投票を偽造したとき、又はその数を増減したとき。(不在者投票管理者についても同様に不正行為となります。)(法 237)

(2) 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の代理記載者の不正行為

- ① 不在者投票管理者が、故意にその職務執行を怠り、又はその職権を濫用して選挙の自由を妨害したとき。(法 226)
- ② 不在者投票管理者が選挙人に対し、その投票をしようとし又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたとき。(法 226)
- ③ 不在者投票管理者、立会人、代理投票の際の補助者が、選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したとき。(法 227)
- ④ 投票を記載する場所において、選挙人の投票に干渉し又は被選挙人の氏名等を認知する方法を行ったとき。(選挙人が同様の行為を行った場合も同じ。)(法 228)
- ⑤ 代理投票の際、候補者の氏名を記載すべきものと定められた者が、選挙人の指示するとおり記載しなかったとき。(法 237 の2)
- ⑥ 立会人が正当な理由なく法律に規定する義務を欠いたとき。(法 238)

8 所要経費の請求は

(1) 不在者投票の事務として、病院長は、投票用紙等の請求や、投票した用紙の送致を行います。地方公共団体は、これらの事務に要した費用として一定の経費を支払うことになっています。

(2) 支払う金額は、不在者投票を完了した選挙人1人につき1,236円です。

経費の支払いの対象者は、不在者投票を完了した選挙人に限られます。したがって、投票用紙等の交付を受けた者であっても、投票しなかった者は、理由を問わず、支払いの対象人数に入りません。

「請求書兼支払金口座振替依頼書」(P.19「別紙1」)にて請求してください。

(3) **請求は、選挙期日後10日以内をお願いします。**

なお、詳細は「第3 経費(不在者投票郵送料・外部立会人報酬)の請求方法について」(P.14～)を参照してください。

9 不在者投票管理者から投票管理者に送られた不在者投票の効力は

(1) 投票所における受理、不受理の決定

不在者投票については、投票の送致を受けた投票所の投票管理者が、次の事項を調査して受理、不受理を決定します。

なお、投票所閉鎖時刻(投票日当日午後8時)以降に送られてきた不在者投票は受理されませんので、十分ご注意ください。

- ① 不在者投票をした者が、選挙の当日選挙権を有する者であるか。
- ② 不在者投票用封筒の記載が完全であるか。
- ③ その不在者投票が正規の手続によって行われているか。

不在者投票をしても、規定に違反していると正規の投票として取り扱われなかったり、あるいは受理されなかったりすることがありますから、誤りのないように処理してください。

(2) 受理された投票について

投票管理者は受理と決定した不在者投票について、外封筒から内封筒を取り出し、これを混同し投票した人が誰であるか特定できないようにした後、内封筒を開封し、投票用紙を取り出し、直ちに投票箱に入れます。

このようにして、投票の秘密は守られるように配慮されています。

第2 不在者投票の管理事務について

1 投票用紙等の請求をするには

投票用紙と、その投票用紙を入れる投票用内封筒及び外封筒(以下「投票用紙等」といいます。)を次の要領により請求してください。

(1) 病院長が代理請求する場合(P.23「別紙3」)

- ① 病院長は入院患者から依頼があったときは、入院患者に代わって、その入院患者が選挙人名簿に登録されている狛江市選挙管理委員会の委員長に、投票用紙等の請求をしてください。

なお、請求書カード(P.24「別紙4」)はできる限り本人に記入させてください。本人自ら記入できない場合は、代理記入でも構いませんが、その場合は必ず備考欄

に代理記入者の氏名を記入してください。

代理請求は、直接又は郵便であるとを問わず、必ず「請求書」(P.23「別紙3」)による文書で行ってください。

なお、請求書のコピーを取るなど、その文書の控を必ず保存しておいてください。

- ② 入院患者が船員である場合は、本人の所持する選挙人名簿登録証明書を狛江市選挙管理委員会に提示して、必要事項の記載を受けなければなりません。

なお、船員の投票用紙等を病院長が代理請求する場合、その船員が選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会に対して行うほか、総務省令で指定する選挙管理委員会(都においては中央区、港区、大島町)に対しても行うことができますが、この場合には、船員の選挙人名簿登録証明書のほか、船員手帳をあわせて提示することが必要です。

(船員であっても、船員の選挙人名簿登録証明書を交付されていない場合には、他の入院患者と同様の手続を行ってください。)

- ③ 投票用紙等の請求期間は、投票日の前日までですが、不在者投票は投票所閉鎖時刻(投票日の午後8時)までに、投票所に到達しないと受理されないので、なるべく早く投票用紙等を請求し、送付するようにしてください。(選挙期日の告示前でも請求はできます。)

また、複数の入院患者の投票用紙等を請求するときは、できる限りまとめて請求するようにしてください。

病院長の代理人が請求する際は、その代理人であることを証明する書面(P.25「別紙5」)を添えてください。なお、使者についてのこの書面は不要です。

- (2) 入院患者自身が請求する場合(P.26「別紙6」)

投票用紙等の請求は、大部分が(1)に述べた代理請求になると思いますが、入院患者が、自分で狛江市選挙管理委員会に請求することがあります。

入院患者は「不在者投票宣誓書兼請求書カード」(P.26「別紙6」)により、自分で狛江市選挙管理委員会に請求することができます。この場合は投票しようとする指定病院名を併せて申し立て、また、点字によって投票しようとする場合にはその旨も申し立てる必要があります。なお、船員である入院患者で、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者は、選挙人名簿登録証明書を提示する必要があります。

このように入院患者自身が請求し、交付を受けたものについても、病院長が不在者投票管理者となります。

- 1 狛江市選挙管理委員会に対して直接請求するときは、できる限りまとめて、午前8時30分から午後8時までの間にしてください。
- 2 郵便等により請求する場合は、往復日数を考慮に入れて、早目に行うようにしてください。選挙が告示される以前でも請求できます。

2 投票用紙等を受理した時の処理は

(1) 病院長が代理請求した場合

狛江市選挙管理委員会は、請求を受けたとき、「投票用紙及び封筒」(封筒は内封筒と外封筒の2種類 P.27「別紙7」P.28「別紙8」)を交付します。

この場合、狛江市選挙管理委員会は、まず入院患者が選挙人名簿登録者であることを確認したうえで、不在者投票事由に該当すると認められた者について交付します。

しかし、投票用紙等の請求時に必要な書類が整っていないと交付できませんのでご注意ください。(例えば、選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員についてこの証明書の提示をしない場合等。)

病院長は投票用紙等を受領したときは、「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」(P.21「別紙2」)に記載し、その收受に誤りのないようにするとともに、受領後は速やかに入院患者に渡してください。

あらかじめ投票日時を設定し、一括して投票させる場合で、受領時から投票するまでの間、投票用紙等を預かる場合は、入院患者本人の了解を得ておくとともに、厳重に保管してください。

投票用紙等を入院患者に渡すときは、授受関係を明確にしてください。

- 1 「点字投票」として請求した場合は、点字投票用紙(狛江市選挙管理委員会が調製したものは「点字投票」と赤色の表示あり)かどうか確認してください。
- 2 船員の場合には、「選挙人名簿登録証明書」も同時に返送されます。
- 3 投票用紙や不在者投票用封筒は、必ず入院患者が狛江市選挙管理委員会から送られてきたものを、本人に渡してください。
- 4 誤って他人の投票用紙等を渡さないよう特にご注意ください。

(2) 入院患者自身が請求した場合

狛江市選挙管理委員会が入院患者あて郵送等により、直接投票用紙等を交付します。狛江市選挙管理委員会が交付する際には、その入院患者について「不在者投票証明書」

(P. 29「別紙9」)を作成して「不在者投票証明書用封筒」(P. 30「別紙10」)に入れて封をし、投

票用紙等とともに入院患者に交付します。

この「不在者投票証明書用封筒」は、入院患者が投票する際に病院長(不在者投票管理者)に提出しますが、これは病院長以外の何人も、開封することはできません。入院患者が誤って開封したときは、その証明書は無効となり、不在者投票はできません。

3 投票の方法は

(1) 投票の日程

不在者投票の投票用紙等の交付を受けた入院患者は、告示日の翌日から選挙の期日の前日までの間に、病院長の管理のもとで投票をしなければなりません。

なお、投票を終えた投票用紙は、投票日当日、当該投票所の閉鎖時刻(投票日の午後8時)までに病院長から、狛江市選挙管理委員会を経て、その投票管理者の手元に届いていなければなりませんので、その間の所要時間を十分考慮してください。

入院患者が多数いるときは、あらかじめ投票を行う日を設定し、一括して投票させることが効率的な方法として考えられますが、この場合は、その日時、場所等を入院患者に、あらかじめよく周知してください。

なお、投票を行う日の設定は、できる限り、入院患者が選挙公報を入手可能または入院患者へ選挙公報を提供可能な日程としてください。

また、投票に立会うべき立会人((2)②)にも、同様に投票を行う日時、場所等を連絡してください。

一括投票後でも、個別に入院患者から新たな申立てがあれば、不在者投票管理者として、不在者投票の手続きを速やかに進めてください。

(2) 投票

・施設で投票できる日	告示日の翌日から選挙期日の前日までの間
・施設での投票時間	午前8時30分から午後5時まで

※投票の秘密保持が損なわれないようにしてください。また、その他の不正が行われないように注意してください。

- ① 入院患者は、病院長の管理する投票記載場所において午前8時30分から午後5時までの間に投票することとなります。投票記載場所には机等を置き、机上には黒色鉛筆を備えるほか、他人が投票の内容を見たりするようなことができないように準備し

てください。

また、点字投票の必要がある場合には、点字器等も備えて下さい。(点字器が必要なのは狛江市選挙管理委員会に申し出て下さい。)

なお、病院長が管理し、投票立会人が立会い、他人がその投票の記載を見たりする等の不正な手段が図られるようなことがなければ、病院内のどこで投票を行ってもかまいません。たとえば、重篤患者等の投票には、病院長が投票立会人とともに病室をまわり、ベッドの上等で投票させても差し支えありませんが、必要もないのに全てベッドの上で行うことは避けてください。

- ② 病院長は、入院患者が投票する際、選挙権のある者(満18歳以上の日本国民で公職選挙法第11条等の欠格条項に該当しない者)を投票立会人として選任し、投票に立ち合わせる必要があります。投票立会人は投票用外封筒に必ず署名をしなければなりません。

この投票立会人は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしもその不在者投票を行うべき選挙の選挙権を有していることを要しません。

また、病院長が投票立会人を選任する際は、狛江市選挙管理委員会が選定した者など「外部立会人」を選任するよう努めなければなりません。

なお、「外部立会人」を選任する場合は、狛江市選挙管理委員会にご相談ください。

- 1 病院長(不在者投票管理者)は、立会人を兼ねることはできません。
- 2 代理投票の補助者等、不在者投票の事務に携わる者は立会人になれません。
- 3 投票立会人は、投票用外封筒表面の「立会人」欄に署名(自書)する必要があります。

(参考)

【公職選挙法】

第11条 次の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 削除

二 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

四 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条《受託収賄及び事前収賄》から第197条の4《あっせん収賄》までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、第252条(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の定めるところによる。

3 (略)

③ 病院長は、まず入院患者から投票用紙、投票用封筒(入院患者自身で請求した場合は、さらに不在者投票証明書)の提示を受け、それを点検してください。

入院患者自身が投票用紙等を請求したときは、投票の前に不在者投票証明書を封筒のまま受け取り、その封筒を開いて内容を調査し、その証明書の記載によって、入院患者が本人であること、また投票用紙に記載がないことを確認してください。

なお、この証明書が入った封筒が既に開封されているとき、又は投票用紙に記載がされているときは、病院長はその入院患者の投票を拒否しなければなりません。

拒否を受けた入院患者が、更に不在者投票を行いたいときは、不在者投票証明書等を返還して、狛江市選挙管理委員会の委員長のもとで投票するか、最初から手続をやり直した上で、病院での投票ができます。ただし、投票用紙に記載がなされていた場合については、その入院患者に記載を抹消させ(消しゴムで消す、二重線を引く等)、改めて点検してから本人に返却し、その場で再度投票させることができます。

点検する際、投票用紙等に何も記載されていないことを確認してください。

④ その投票用紙が正当に交付されたものと確認し、その記載場所で当該選挙の候補者1人の氏名を投票用紙に入院患者自身が記載します。

次に、これを投票用内封筒に入れて封をし、さらにそれを投票用外封筒に入れて封をしますが、これらは全て患者自身が行います。最後にその表面に署名(必ず入院患者の氏名を自書すること。)の上、提出を受けてください。

1 点字投票の場合は、点字により記載させます。

2 点字投票の場合は、あらかじめ外封筒に点字で署名させ、それから投票用紙を封入した内封筒を、外封筒に入れてください。

(3) 代理投票

入院患者が心身の故障等で、候補者の氏名等を自書できないときは、本人の申請に基づき、投票立会人の意見を聴いて代理投票ができます。

その場合は、当該施設において投票事務に従事する者の中から、入院患者の投票の記載を補助すべき者2人を定め、そのうちの1人が入院患者に代わって投票用紙にその入院患者の指示する候補者氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会います(ここで記載補助者として立ち会う人は、先述の(2)②の投票立会人を兼ねることはできません)。記載の終わった投票用紙は、これを投票用封筒(内封筒・外封筒)に入れて封をし、外封筒の表面の「投票者」欄に、当該入院患者の氏名を、その補助者が記入の上、提出をしてください。

1 代理投票の補助者2名(投票用紙への記載をする者とそれに立ち会う者)は、病院長が指定します。

2 補助者には特別の資格は必要ありません。補助者は、投票立会人と異なり選挙権を有する者でなくても差し支えありません。

3 投票用外封筒表面の立会人署名は、「立会人」欄に署名するのは先述(2)②の投票立会人が行います。

(4) 代理投票の仮投票

入院患者が心身の故障等で、候補者の氏名を自書できないとして、代理投票を申請し

た場合、病院長がその理由がないと認めたときは、投票立会人の意見を聴いてその申請を拒否することができます。

しかし、この拒否の決定を受けた入院患者が、その決定に不服である場合、あるいは代理投票することについて、投票立会人に異議がある場合には、病院長はその入院患者に、「仮に投票させなければならない」ことになっています。

この場合、前項代理投票の方法により投票用紙に記載した者(代理記載人)の氏名を、投票用外封筒の表面の「投票者」欄に、その入院患者の氏名とともに自書させたうえで、提出を受けてください。

なお、代理投票の仮投票を狛江市選挙管理委員会に送付する際には、代理投票を拒否した理由、入院患者又は投票立会人の異議の要旨等を書面にしたものを、あわせて送付してください。

代理投票の仮投票の場合のみ、投票用外封筒の表面の「投票者」欄に、代理記載人の氏名の自書が必要となります。

普通の代理投票の場合には、選挙人(入院患者)の氏名のみを記載します。

(5) 入院患者が投票しないとき

投票用紙を請求し、交付された入院患者が投票しない場合は、投票用紙等を必ず回収し、その理由を併記して狛江市選挙管理委員会に返送してください。

4 不在者投票の送致の方法は

入院患者は、投票の記載を終えた後、投票用紙を内封筒(P.27「別紙7」参照)に入れ封をします。その後、これを外封筒(P.28「別紙8」参照)に入れ、封をして投票者氏名を自書し、病院長に渡します。病院長は、所要事項を記載した上、投票立会人に署名をさせ、これを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に赤で「投票在中」の表示をして、裏面には記名押印し、狛江市選挙管理委員会に、直接持参するかレターパック等で郵送してください。

なお、入院患者自身が投票用紙等請求した場合には「不在者投票証明書」も同封してください。

狛江市の選挙人名簿に登録されている選挙人が2名以上ある場合には、送致用封筒に同封して一括送付してください。

不在者投票は、入院患者が狛江市選挙管理委員会を経て、指定投票区の投票管理者の手元に、投票日当日の投票所閉鎖時刻(投票日の午後8時)までに到着しなければなりません。投票所閉鎖時刻後に送られてきた投票は受理されません。したがって、この時

刻に遅れないよう早めに送付して下さい。

投票は、遅くとも投票日の前日までに、狛江市選挙管理委員会に到着するよう送付してください。なお、郵送によるときは、郵送日数に余裕を見てください。

5 記 録

不在者投票を実施したときは、「不在者投票実施記録簿兼請求内訳書」(P.21「別紙2」)を作成し、そのてん末を記録しておいてください。

この記録簿は、法令に定められたものではありませんが、経費の請求、代理投票の件数調査等の問い合わせに必要となるため、必ず作成しておいてください。

6 指定病院以外の施設で行う不在者投票の方法

- (1) 指定された老人ホーム、身体障害者支援施設、若しくは保護施設に入所中の選挙人についても前記の手續に準じて行うことができます。
- (2) この場合、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長が不在者投票管理者となります。
- (3) 上記(2)の者に事故があり又は欠けた場合には、これらの者の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

7 その他

不在者投票を行うためには、一般の投票と同様その入院患者が選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されていない者が投票用紙等を請求しても交付されません。したがって、投票用紙等を請求するときは、その入院患者が選挙人名簿に登録されていることを本人に確認する必要があります。

本来投票は、投票日に投票所で行うのが原則です。不在者投票はこの例外であり、制度の運用に当たっては、厳格な手續が求められていることは前述のとおりです。各位におかれましては、公平・公正な管理に十分留意のうえ、適正な事務処理をお願いいたします。

第3 経費(不在者投票郵送料・外部立会人報酬)の請求方法について

令和8年6月 28 日執行の狛江市長選挙の経費の請求先は、すべて狛江市選挙管理委員会です。

なお、投票を完了しなかった場合は、経費支払の対象となりませんのでご注意ください。

1 請求先

〒201-8585

狛江市和泉本町1-1-5

狛江市選挙管理委員会

(電話)03-3430-1343

2 支払方法

- (1) 口座振替による支払(振込先口座は、P17・18の東京都公金収納取扱金融機関に限る。)
- (2) 納入告知書・納入通知書による支払(ただし、都立病院、国立病院等の官公庁に限る。)

3 提出書類

支払方法により、提出書類が異なりますのでご注意ください。

(1) 口座振替による支払の場合

- ① 請求書兼支払金口座振替依頼書(P19・20「別紙1」参照)
- ② 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(P21・22「別紙2」参照)の写し

(2) 納入告知書・納入通知書による支払の場合

- ① 請求書兼支払金口座振替依頼書(P19・20「別紙1」参照)
(公印を押印のこと。請求金額・請求者の欄のみ記載すること。)
- ② 納入告知書・納入通知書 (公印を押印のこと。)
- ③ 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(P21・22「別紙2」参照)の写し

4 書類作成上の注意

(1) 請求者欄について

- ① 請求者とは不在者投票管理者(病院の院長、老人ホームの長等)です。法人等の代表者である理事長ではありません。施設名の記載に関しては略称等を用いず、必ず正式名称を記入してください。

- ② 請求者印は、病院の印ではなく、病院長の印又は病院長の私印を押してください。
- ③ 納入告知書・納入通知書の場合は、必ず公印を押してください。

(2) 振込口座欄について

- ① 振込口座欄には、金融機関に登録した口座名を正確に記入してください。
- ② 病院名・請求者氏名と振込口座名義が異なる場合は、「委任状」が必要ですので、別紙1下段の委任状に記入してください。
- ③ 振込先金融機関は、東京都公金収納取扱金融機関(P17・18参照)に限ります。その他の場合は郵便為替になります。

(3) 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(別紙2)について

別紙2については、パソコン等で作成しても差し支えありません。ただし記載項目の漏れがないようご注意ください。

(4) 納入告知書・納入通知書について

支払事務手続の関係上、納入期限については可能な限り請求日より1か月以降としてください。

また、請求書と同じ公印を押してください。

5 請求期限

選挙期日(投票日)から概ね2週間以内に請求書を送付してください。

6 支払時期

請求後、約1～3ヶ月後になります。

7 その他

- (1) 記入を訂正した箇所には、必ず訂正印(請求印と同じもの)を押してください。
- (2) 書類不備がありますと、支払が遅延したり、再送付をお願いすることになりますので、添付書類や記載内容に十分ご注意ください。
- (3) 納入通知書の期限は、到着後2週間以上確保できるようお願い致します。
また、請求書等、他の書類とは「同封」をお願いいたします。
- (4) 送付した書類の複写(別紙2は原本)は、必ずお手許に保管してください。
(次ページのチェックシートをご活用ください。)

チェックシート

- 請求者は、不在者投票管理者である「病院長(施設長等)」になっていますか？
(理事長が兼務している場合も、請求権のある「病院長(施設長等)」の肩書きを記載してください。)
- 提出書類に使用した「印」は、全て同じものですか？
(使用するのには、病院長(施設長等)の私印または公印です。)銀行届出印である必要はありません。
- 振込先口座名義が「病院名(施設名)・請求者氏名」と違う場合は、委任状(別紙1の下段)に記入してありますか？
- 不在者投票実施記録簿兼請求内訳書(別紙2)写しの添付漏れはありませんか？
(内容の記載漏れはありませんか？)

東京都公金を納付できる金融機関一覧(令和8年1月9日現在)

都市銀行					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0001	みずほ銀行	0009	三井住友銀行	0005	三菱UFJ銀行
0010	りそな銀行				
地方銀行・第二地方銀行					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0542	あいち銀行	0117	青森みちのく銀行	0119	秋田銀行
0129	足利銀行	0172	阿波銀行	0161	池田泉州銀行
0174	伊予銀行	0123	岩手銀行	0576	愛媛銀行
0183	大分銀行	0152	大垣共立銀行	0188	沖縄銀行
0185	鹿児島銀行	0159	関西みらい銀行	0191	北九州銀行
0509	北日本銀行	0163	紀陽銀行	0158	京都銀行
0137	きらぼし銀行	0508	きらやか銀行	0128	群馬銀行
0522	京葉銀行	0578	高知銀行	0017	埼玉りそな銀行
0179	佐賀銀行	0167	山陰合同銀行	0154	三十三銀行
0157	滋賀銀行	0175	四国銀行	0149	静岡銀行
0538	静岡中央銀行	0125	七十七銀行	0151	清水銀行
0181	十八親和銀行	0153	十六銀行	0121	荘内銀行
0130	常陽銀行	0150	スルガ銀行	0512	仙台銀行
0532	大光銀行	0140	第四北越銀行	0514	大東銀行
0164	但馬銀行	0178	筑邦銀行	0134	千葉銀行
0135	千葉興業銀行	0526	東京スター銀行	0168	中国銀行
0131	筑波銀行	0516	東和銀行	0126	東邦銀行
0124	東北銀行	0145	富山銀行	0517	栃木銀行
0166	鳥取銀行	0162	南都銀行	0534	富山第一銀行
0543	名古屋銀行	0525	東日本銀行	0190	西日本シティ銀行
0143	八十二長野銀行	0173	百十四銀行	0182	肥後銀行
0155	百五銀行	0177	福岡銀行	0169	広島銀行
0147	福井銀行	0501	北洋銀行	0513	福島銀行
0120	北都銀行	0146	北國銀行	0144	北陸銀行
0116	北海道銀行	0184	宮崎銀行	0133	武蔵野銀行
0562	みなと銀行	0122	山形銀行	0170	山口銀行
0569	もみじ銀行	0138	横浜銀行	0187	琉球銀行
0142	山梨中央銀行				
信託銀行					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0300	SMBC信託銀行	0289	みずほ信託銀行	0294	三井住友信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行				

その他の銀行等					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行	0401	シティバンク、エヌ・エイ	0397	SBI新生銀行
2963	中央労働金庫	0036	楽天銀行	0033	PayPay 銀行

9900	ゆうちょ銀行	・ゆうちょ銀行(郵便局) 東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局。			
------	--------	--	--	--	--

信用金庫					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
1000	信金中央金庫	1252	青木信用金庫	1303	朝日信用金庫
1327	足立成和信用金庫	1358	青梅信用金庫	1323	亀有信用金庫
1283	川崎信用金庫	1305	興産信用金庫	1326	小松川信用金庫
1336	西京信用金庫	1310	さわやか信用金庫	1319	芝信用金庫
1282	湘南信用金庫	1344	城南信用金庫	1351	城北信用金庫
1345	昭和信用金庫	1356	巣鴨信用金庫	1341	西武信用金庫
1348	世田谷信用金庫	1352	瀧野川信用金庫	1360	多摩信用金庫
1321	東栄信用金庫	1349	東京信用金庫	1333	東京三協信用金庫
1311	東京シティ信用金庫	1320	東京東信用金庫	1262	東京ベイ信用金庫
1253	飯能信用金庫	1346	目黒信用金庫	1386	山梨信用金庫
1280	横浜信用金庫				

信用組合					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会	2060	あすか信用組合	2226	東信用組合
2241	共立信用組合	2271	警視庁職員信用組合	2229	江東信用組合
2243	七島信用組合	2231	青和信用組合	2202	全東栄信用組合
2254	第一勧業信用組合	2248	大東京信用組合	2224	東京厚生信用組合
2215	東京証券信用組合	2274	東京消防信用組合	2276	東京都職員信用組合
2210	東浴信用組合	2235	中ノ郷信用組合	2277	ハナ信用組合
2211	文化産業信用組合				

農業協同組合					
コード	金融機関名	コード	金融機関名	コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合	5095	世田谷目黒農業協同組合	5097	東京あおば農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合	5094	東京中央農業協同組合	5072	東京みどり農業協同組合
5055	東京南農業協同組合	5077	東京みらい農業協同組合	5087	東京むさし農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合	5030	西東京農業協同組合	5050	八王子市農業協同組合
5070	マイズ農業協同組合	5060	町田市農業協同組合		

3013	東京都信用農業協同組合連合会	・東京都信用農業協同組合連合会 本店及び八丈島代理店			
------	----------------	-------------------------------	--	--	--

請求書兼支払金口座振替依頼書

令和 年 月 日

狛江市長 殿

請求金額 金 円
 (1人 1,236円 × 名分)

ただし、令和8年6月28日執行の狛江市長選挙における不在者投票郵送料として上記金額を請求します。(内訳は別紙のとおり) 捨印 印

請求者 (依頼人)	所在地	〒	
		☎	
	フリガナ		
	施設名		
	フリガナ		
請求者 (病院長等) 氏名・印	肩書き(病院長等) 理事長ではいけません	氏名	印

注意1 請求者は、不在者投票管理者(病院長等)となります。

2 印は施設印ではなく、不在者投票管理者(病院長等)の公印または私印

※以下は口座振替による支払の場合のみ記入

狛江市から私に支払われる令和8年6月28日執行の狛江市長選挙における不在者投票郵送料は、以下の口座に口座振替により振り込んでください。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			普通 当座	
振込口座名義					
カタカナ					
氏名					

※請求者(依頼人)と振込口座名義が異なる場合は、以下の委任状に記入してください。

委 任 状		
不在者投票郵送料の受領権を下記の者に委任します。		
委任者 (施設名)	施設名	氏名
(請求者氏名・印)	肩書き(病院長等) 理事長ではいけません	印
受領者 (口座名義人)	(振込口座名義の氏名欄と同じ内容を転記してください)	

事務担当者氏名	
---------	--

請求書兼支払金口座振替依頼書

令和 8年 ×月 △日

狛江市長 殿

請求金額 金 2,472 円
(1人 1,236円 × 2名分)

ただし、令和8年6月28日執行の狛江市長選挙における不在者投票郵送として上記金額を請求します。(内訳は別紙のとおり) 捨印

請求者 (依頼人)	所在地	〒163-80XX 東京都新宿区西新宿2-8-X ☎ 03-5321-11XX	
	フリガナ	イリョウハウジン マルマルカイ マルマルビョウ	
	施設名	医療法人 ○○会 ○○病院	
フリガナ	インチョウ	センキョ タロウ	
請求者 (病院長等) 氏名・印	肩書き(病院長等) 院長 <small>理事長ではいけません</small>	氏名 選挙 太郎	<input type="checkbox"/> 印

院長の代表印又は私印。施設を設置する法人の代表者(理事長等)の印は認められません。

- 注意1 請求者は、不在者投票管理者(病院長等)となります。
2 印は施設印ではなく、不在者投票管理者(病院長等)の公印または私印を使用して下さい。

※以下は口座振替による支払の場合のみ記入

狛江市から私に支払われる令和8年6月28日執行の狛江市長選挙の不在者投票郵送料は、以下の口座に口座振替により振り込んでください。

「支店コード」「種目」の記入漏れが多いです。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
○○○ <small>(銀行)信用金庫 信用組合・農協</small>	◇◇◇ <small>本店 (支店)</small>	1 2 3 4	5 6 7	<small>(普通) 当座</small>	9 8 7 6 5 4 3
振込口座名義	イリョウハウジン マルマルカイ リジチョウ センキョタロウ				
氏名	医療法人 ○○会 理事長 選挙太郎				

※請求者(依頼人)と振込口座名義が異なる場合は、以下の委任状に記入してください。

委任状	
不在者投票郵送料の受領権を下記の者に委任します。	
委任者 (施設名)	施設名 医療法人 ○○会 ○○病院 肩書き(病院長等) 氏名 院長 選挙 太郎 (請求者氏名・印) <small>理事長ではいけません</small> <input type="checkbox"/> 印
受領者 (口座名義)	(請求書兼支払金口座振替依頼書の振込口座名義の氏名欄と同じ) 医療法人 ○○会 理事長 選挙太郎
事務担当者氏名	

施設(院)長と理事長が同一人物でも、肩書が違うので委任状が必要です。

狛江市選挙管理委員会 委員長 宛

病院等の { 所在地
名称

病院長等の氏名

請 求 書

別紙の選挙人は、令和 8 年 6 月 28 日執行狛江市議会議員選挙の当日、当病院（老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等）にあるため、当病院（老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第 50 条第 4 項（第 51 条第 2 項において準用する第 50 条第 4 項）の規定による依頼があったので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

請求件数 _____ 件（うち点字投票 _____ 件）

不在者投票用紙等請求書カード

氏名	(ふりがな) -----	生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 生		投票区 名簿番号			
	選挙人名簿に記載されている住所		衆小 最高裁	衆比 参選	衆比 参比	衆比 参比	衆比 参比
太枠の中のみ 記入してください	区・市 町・村	丁目	番 号	衆小 最高裁	衆比 参選	衆比 参比	衆比 参比
	施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号(ゴム印がありましたらゴム印を押して下さい)						
備考(通信欄)(点字投票の請求有無) ○ 代理記入者()	請求	.					直・郵
	交付	.					直・郵
	受理	.					直・郵
	返還	.					直・郵
	表示						
確認							
番号							
B							

(注) 点字投票の場合は「(点字投票の請求)」の「有」に○印を付けてください。
該当する選挙の欄に必ず「○印」を付けてください。

選挙人に代わって代理記入する際は、記入例により欄に○印を付し、代理記入者の氏名を必ず記入(ペン書き)してください。

病院（施設）長代理証明書

住 所

氏 名

上記の者は、私の代理人であることを証明する。

理由

- (例)
- 1 私が公職の候補者となった。
 - 2 私は外国人である。
 - 3 私に事故があった。
 - 4 病院（施設）長が欠けている（死亡等）。

令和5年 月 日

所在地

病院（施設）長

氏 名

(注1) 押印については、本人確認書類の提示による確認に代えることが出来ません。本人確認の方法など、詳細は所在地の区市町村選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

(注2) 理由4の場合は、病院（施設）長の職務を代理する者が証明します。この場合、「病院（施設）長」を「病院（施設）長職務代理者」に読み替えてください。

別紙 6

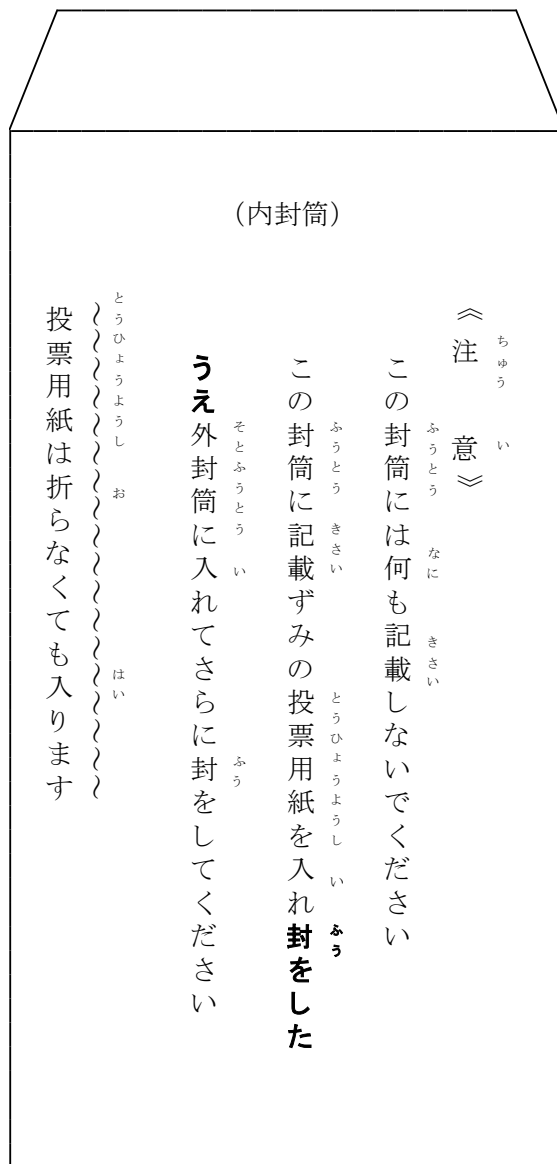
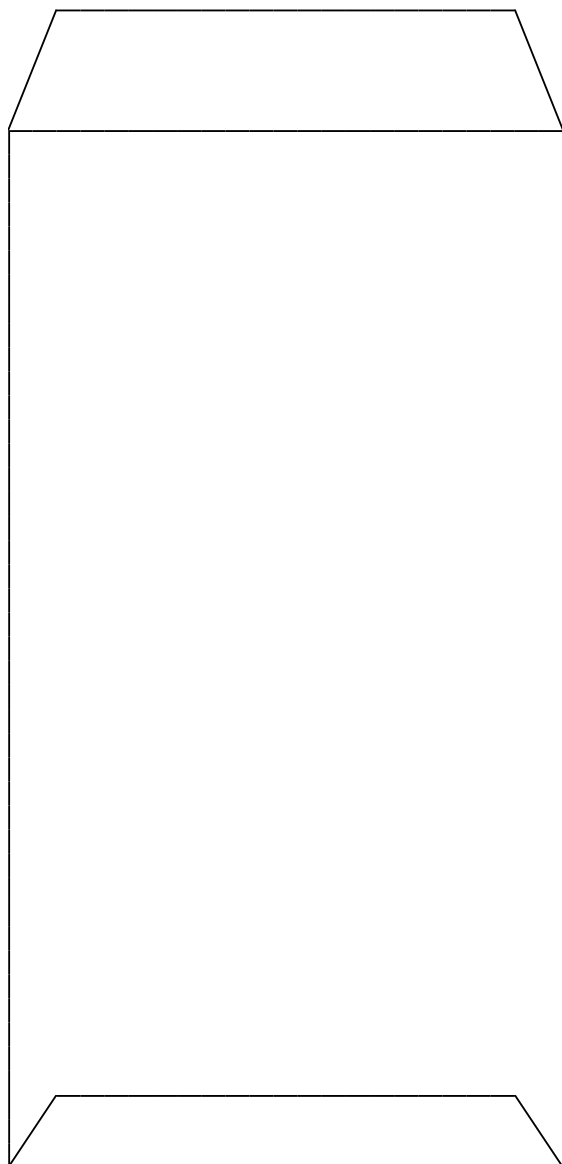
不在者投票宣誓書兼請求書カード

氏名	生年月日	大正・昭和・平成	年	月	日
住所 (名簿登録地)					
投票用紙 送付先	(連絡先電話) — —				
宣誓書 (兼請求書)	私は	令和8年6月28日執行狛江市長選挙		の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。	令和8年 月 日
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事 ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在 ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障がい等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容 ・ 交通至難の島等に居住・滞在 ・ 住所移転のため、狛江市以外に居住 ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難 		事務	請求		
		交付			
		受領	証明書	要	否
		投票区	名	簿	番号
		欄			

内 封 筒

裏

表



不在者投票証明書

選挙	令和 8 年 6 月 28 日 執行 狛江市長選挙			
選挙人		男・女	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名				
その他の事項				

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

狛江市選挙管理委員会委員長



不在者投票証明書用封筒

裏

表

